

環技審第31号
令和2年3月4日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) 大和風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（答申）
令和元年11月25日付け環対第325号で諮問がありましたのことについては、別紙
のとおりです。

(仮称) 大和風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申、

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しており、良好な自然環境が保全されている。また、事業区域内には、流域保全上重要な水源かん養保安林、水道水源特定保全地域及び希少な植物群落である船形山の原生林が存在するほか、日本の典型地形である大規模な地すべり地等が存在している。これらのことから、配慮書の段階で、事業区域の設定に当たっては、自然環境等への特段の配慮を求めるところであるが、方法書への反映が不十分である。

このため、事業区域の設定経緯について、環境保全の観点から環境要素ごとに技術的な根拠に基づく検討結果を記載すること。また、調査、予測及び評価の結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、開発による重大な環境影響が懸念される事業区域内の南側に風力発電設備を配置しない等、事業区域の見直し及び大幅な基数の削減を含む事業計画の再検討を行うこと。

なお、準備書においては、宮城県環境影響評価技術審査会が、調査、予測及び評価の内容について、その適切性、妥当性を科学的に検証できるよう記載すること。

(2) 事業区域内で林道開設事業等が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念される。その累積的影響について調査、予測及び評価を行った結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討することとし、その検討経緯を準備書に記載すること。

(3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水質

水道水源特定保全地域に風力発電設備等の設置が計画されているため、水道水源に対する影響について把握するよう調査手法を設定した上で、定量的に予測及び評価すること。

(2) 地形及び地質

事業区域の西側には、日本の典型地形「桑沼・升沢一帯（地すべり地）」が存在し、この地すべり地は、隣接する地すべり地も含め山地災害危険地区（地すべり危険地区）にも設定されている。これらのことから、学術上、防災上、重大な影響が懸念される当該地域について、事業区域の見直しを行うこと。

(3) 動物

イ 動物の調査において、踏査ルート及び調査地点が不足しているため、生息する動物の行動範囲や生活史等、特性を踏まえ追加すること。

ロ 夜行性の動物への影響を適切に予測及び評価するため、夜間調査を実施すること。

ハ コウモリ類の夜間サーチライトによる飛翔確認調査については、事業区域中央の尾根に加えて、別のコウモリ類の飛翔ルートとなっている可能性がある東縁側の尾根でも実施すること。

ニ 事業区域の沢筋には、ミヅゴイが生息する可能性があることから、それらの種の生息場所や文献に示される行動範囲を踏まえた調査を実施すること。

ホ 小鳥の空間飛翔密度については、100m×500mの帯状区間において風力発電設備の回転する高度を飛翔する個体数を、風力発電設備を設置する予定の複数の尾根上で計測するなど調査地点の追加等を行なった上で調査を実施すること。

(4) 植物

事業区域に含まれる特定植物群落は、原生林とみられる森林を含んでおり、保全上の重要度が高いことから、事業区域から除外すること。原生林は、近傍の開発により影響を受けるおそれがあるため、事業区域内のみならず、事業区域周辺のものについても、風力発電設備等との間に緩衝帯を設けるなど適切な環境保全措置を実施すること。また、原生林に隣接するミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹の小径木林は、緩衝帯としての機能に加え、それら自体も将来、原生林に近い特徴を有する森林に戻る可能性があるため、事業区域から除外すること。

(5) 景観

眺望点に沢渡地区、吉田小学校周辺、大和町役場周辺及び鶴巣地区や落合地区等の主要な市街地や集落を加えること。

なお、可視領域図にて明らかに不可視となる地点や近接して多くの地点を選定している箇所は、主要な地点のみの選定で十分である。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

バードウォッキングサイト等、特に静穏環境における利用を前提とした活動の場については、文献だけではなく、地域の専門家等にも聞き取りをした上で、抽出すること。また、予測及び評価に当たっては、指標の設定も含め、適切な手法を用いること。

(7) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本とし、森林伐採や取付道路の新設・拡幅を含む土地の改変等の工事、設置される風力発電設備等の製造・輸送・稼働・廃棄等による排出量も含めて予測及び評価すること。

(8) 放射線の量

土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含め複数の調査地点を設定し、表面1センチ以内から検体を採取した上で、ゲルマニウム半導体検出機を用いた測定を行うことにより、予測及び評価を行うこと。

(9) その他

事業区域は、水害で度々甚大な被害を受けている吉田川流域の上流に位置することから、事業の実施により、下流域の安全性低下を招くことがないように対策を検討すること。